

資料 2

○芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会設置規則

平成 23 年 2 月 7 日

教育委員会規則第 2 号

芦屋市立青少年愛護センターの設置および管理に関する条例施行規則（昭和 49 年芦屋市教育委員会規則第 2 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 芦屋市立青少年愛護センターの運営を効果的に行うため、芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 運営連絡会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 青少年愛護センターの事業に関すること。
- （2） 青少年問題の解決に係る支援に関すること。
- （3） 関係機関相互の連携及び情報交換に関すること。
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、青少年の育成愛護及び非行防止に関すること。

（組織）

第 3 条 運営連絡会は、委員 12 人以内で組織する。

2 運営連絡会の委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1） 芦屋市保護司会及び芦屋市民生児童委員協議会の代表
- （2） 芦屋警察署生活安全課長
- （3） 芦屋市こども福祉部参事（こども家庭担当部長）
- （4） 芦屋市教育委員会教育部参事（学校教育担当部長）
- （5） 芦屋市立の幼稚園、小学校及び中学校の園長及び校長の代表
- （6） 芦屋市立の保育所及び認定こども園の保育指導を担当する者
- （7） 芦屋市青少年育成愛護委員会の代表
- （8） その他関係機関の職員又は学識経験者

（平 27 教委規則 8・令 5 教委規則 20・令 5 教委規則 24・一部改正）

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営連絡会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 副委員長は、委員長の指名により定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営連絡会は、教育長が招集する。

2 運営連絡会において、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

3 運営連絡会において、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(処務)

第7条 この運営連絡会の処務は、青少年の育成愛護及び非行防止を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営連絡会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日教委規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日教委規則第20号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月1日教委規則第24号）

この規則は、令和5年8月1日から施行する。